

広域協議会等の取組状況

広域協議会	構成員（各会則より）	生息状況のモニタリング調査実施状況	生息状況のモニタリング調査実施回数・時期
東北カワウ 広域協議会	・自治体：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県の関係行政機関（野生鳥獣、水産、河川に関する機関、部局等） ・国：環境省東北地方環境事務所、水産庁、国土交通省東北地方整備局 ・その他：関係団体（漁業、野鳥保護に関係する団体等）	モニタリング体制が整いつつあり、各県において生息状況調査や情報収集が行われ、ねぐら・コロニー位置や営巣数、個体数等の把握が行われてきている。ただし、東北地方におけるカワウ個体群の全体像に関する基礎情報はまだ不十分の状況であることから、東北エリアにおいて一斉モニタリングを実施できるようにする等の体制整備を進めていく。推定個体数としては長期的にはどの季節も増加傾向がみられる。	年3回（春期4-5月、夏期7月、冬期11-12月）実施。
関東カワウ 広域協議会	・自治体：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、鳥獣・水産・河川の各担当部局 ・国：環境省（地方支分部局を含む）、水産庁、国土交通省（地方支分部局を含む）	個体数はほぼ全都県で調査が行われているが、一部で隔年での調査になっている。2019年から2020年にかけて個体数が減少したが、その後は増加傾向が続いている。営巣数の調査が全都県で実施されるようになった。営巣数は年変動があるが、明確な増減はない。	年3回（春期3月、夏期7月、冬期12月）を基本とし、前後1か月以内に実施。
中部近畿カワウ 広域協議会	・自治体：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県（富士川以西）、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県 （事務局：環境省）	個体数はほぼ全府県で調査が行われているが、一部で隔年での調査になっているほか、年3回の調査ができない府県がある。個体数調整が複数県で進められており、個体数は減少が続いていたが、近年緩やかな増加がみられる。営巣数の調査が全都県で実施されるようになった。近年は営巣数の増加がみられている。	年3回（春期3月、夏期7月、冬期12月）を基本とし、前後1か月以内に実施。 ※ただし、個体数の季節変動のタイミングと過去の調査との継続性の観点から、滋賀県のみ、春期は5月、夏期は9月に実施。
中国四国カワウ 広域協議会	・自治体：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ・国：環境省（中国四国地方環境事務所）、農林水産省（水産庁増殖推進部、中国四国農政局、近畿中国森林管理局、四国森林管理局）	モニタリング体制が整いつつあり、冬期は全県で調査が実施されているが、春期と夏期は調査が実施できていない県がある。年3回の調査ができていない県では冬期の個体数が、春期と夏期の個体数よりも多い傾向がある。近年、冬期の個体数の増加がみられていたが、2020年以降は緩やかな減少傾向を示している。	年3回（春期3-6月、夏期7-10月、冬期11-2月）実施。
九州カワウ広域協議会 ※R6.5.29設置	・自治体：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ・国：水産庁、環境省（九州地方環境事務所）	九州地区における捕獲数（主に有害捕獲）が増加していることから、カワウの生息数は増加している可能性がある。カワウの生息状況の調査を実施している県は増えてきているがまだ少なく、実施している県でも一部のねぐらのみ調査しているところもある。沖縄県でも調査が行われるようになった。	今後、調整。

広域協議会等の取組状況

広域協議会	2023年度の協議会の開催状況	2024年度の協議会の開催予定	連携対策
東北カワウ 広域協議会	2023年11月にオンライン併用対面にて開催。 東北6県のカワウの生息状況や捕獲状況等について情報共有を行い、関係機関からのカワウに関する情報提供が行われた他、。ドローンをを用いたカワウ対策等についても有識者から情報提供を頂いた。また、東北地方カワウ広域保護管理指針の現指針が今年度までとなることから、次期指針策定の方向性について協議・合意を行った。	10月にオンライン併用対面協議会を開催予定 内容は以下を予定 ・各県の生息状況・被害状況等についての情報共有 ・関係機関からの情報提供 ・有識者等からの情報提供 ・東北カワウ広域保護管理指針改訂案の協議	
関東カワウ 広域協議会	2019年以降、パンデミックの影響を受け書面開催としていたが、2023年度は初の試みとして、当年度の事務局である千葉県で対面開催し、行徳鳥獣保護区（行徳湿地）でカワウ対策（ゾーニングの事例見学やドライアイスによる繁殖抑制）の実地研修も行った。研修会では、講演会や情報交換のほか、他地域の広域協議会の状況も踏まえ、個々の構成員が認めた者のオブザーバー出席が可能となるように会則を改定した。また、協議会としての目標設定の必要性について意見が出された。	東京都内で1月中に1泊2日で開催予定。隣県同士の連携や目標設定をテーマにしたワークショップをメインで行うプログラムを検討中。	毎年春(4月下旬の10日間、一部の県は5月)に一斉追い払いが実施されている。
中部近畿カワウ 広域協議会	2024年2月に協議会構成機関及び内水面漁連・自然保護団体のオブザーバー参加を得て大阪市内で開催（オンライン併用）した。 専門家による講演、カワウの生息状況のモニタリングについて情報共有されたほか、構成機関の取組状況の共有、構成機関間の相互質問が行われた。	・来年2月開催予定 ・広域協議会にオブザーバーとして内水面漁連等を参加予定 ・R6は中部REOが事務局。	
中国四国カワウ 広域協議会	令和6年2月にオンラインで開催。各県における生息状況や対策実施状況に係る情報共有だけでなく、水産庁より対策手法に関する情報提供などが行われた。 近畿地方環境事務所がオブザーバー参加し、カワウの季節移動や分布拡散を踏まえたより広域での連携を推進。	12～2月頃に開催予定。 内容は構成員からの情報共有のほか、広域管理指針の更新に係る協議を予定。	広域協議会の下に中海部会を設置しており、中海における対策について検討し、中国四国地方環境事務所を中心とする関係機関の協働によりコロナにおける冬期の繁殖抑制作業等を実施している。
九州カワウ広域協議会 ※R6.5.29設置	広域協議会は設置されていないが、勉強会が不定期に開かれているほか、情報収集のためのフォーマットの共有がされた経緯がある。 2022年度は会議等は開催されていない。	令和6年5月29日に九州地区カワウ保護・管理等連絡会議を開催し、九州カワウ広域協議会を設立。	当面、自治体（7県）と水産庁、九州地方環境事務所を構成員として、情報共有の場となる協議会を開催する。また、具体的な連携や対策等の検討は、令和7年度以降に実施。

広域協議会の開催



- 九州広域協議会を令和6年5月29日に設立。

協議会名	令和5年度	令和6年度
東北カワウ 広域協議会	時期：11月 場所：福島県 方法：対面・オンライン併用	時期：10月 場所：山形県 方法：対面・オンライン併用
関東カワウ 広域協議会	時期：2月 場所：千葉県（行徳鳥獣保護区） 方法：対面	時期：1月 場所：東京都 方法：対面（一泊二日）
中部近畿カワウ 広域協議会	時期：2月 場所：大阪府 方法：対面・オンライン併用	時期：2月 場所：未定 方法：-
中国四国カワウ 広域協議会	時期：2月 場所：- 方法：オンライン	時期：12月～2月 場所：未定 方法：オンライン
九州カワウ 広域協議会 (令和6年度から 設立)	(準備会議を開催) 時期：2月 場所：- 方法：オンライン	時期：5月 場所：- 方法：オンライン

令和5年度及び令和6年度の協議会資料から作成

1

広域協議会の参加機関



- 都道府県の他に、国土交通省や内水面漁業関係者が構成員又はオブザーバーとして協議会に参加（九州は都道府県のみ）

協議会	自治体 (鳥獣部局)	自治体 (漁業部局)	自治体 (河川部局)	水産庁	国交省	内水面 漁業関係者	野鳥保護 団体	その他
東北カワウ 広域協議会	○	○	○	○	○	○	○	
関東カワウ 広域協議会	○	○	○	○	○	◇	-	
中部近畿カワウ 広域協議会		○		○	○	◇	◇	
中国四国カワウ 広域協議会		○		○	◇	◇	-	農政局、森 林管理局も 構成員
九州カワウ 広域協議会		○		○	-	-	-	

各協議会の会則及び近年の参加者名簿から作成

○：構成員
◇：オブザーバー

2

広域協議会構成員のモニタリング



- 各協議会で、全構成員による個体数のモニタリングが行われている。（九州は調整中）

	個体数モニタリングの状況
東北カワウ 広域協議会	各県において、ねぐら・コロニー位置や営巣数、個体数等の把握が行われてきている。ただし、東北地方におけるカワウ個体群の全体像に関する基礎情報はまだ不十分の状況であることから、東北エリアにおいて一斉モニタリングを実施できるよう体制整備を進めていく。
関東カワウ 広域協議会	ほぼ全都府県が調査を実施。 一部の都府県では年 3 回の調査が実施できず、または隔年での実施としている。
中部近畿カワウ 広域協議会	
中国四国カワウ 広域協議会	
九州カワウ 広域協議会	調整中

令和 5 年度及び令和 6 年度の協議会資料から作成

3

広域協議会の開催内容



- 各協議会で、広域指針や会則の検討、生息・被害・対策状況の情報共有を実施
- 4 協議会で、外部講師を招いた講演や協議会開催地域における視察を実施
- 2 協議会で、一斉追い払いや繁殖抑制といった複数の自治体による連携した取組を協議

	生息状況 被害状況	各主体の 対策状況	広域管理 指針	視察、研修等 の能力開発	連携した対策 の協議	その他
東北カワウ 広域協議会	☑	☑	☑	☑ 有識者の講演	-	
関東カワウ 広域協議会	☑	☑	☑	☑ 有識者の講演 視察	☑ 漁場での 一斉追い払い	
中部近畿カワウ 広域協議会	☑	☑	☑	☑ 有識者の講演	-	
中国四国カワウ 広域協議会	☑	☑	☑	-	☑ 中海での繁殖抑制 (部会で協議)	
九州カワウ 広域協議会	☑	☑	-	☑ 有識者の講演	-	

令和 5 年度及び令和 6 年度の協議会資料から作成

4